

各 位

平成23年4月8日

再生手続開始申立てのお詫びと債権者説明会のご案内

丸和商事株式会社

代表取締役 藤 澤 勝

謹 啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、弊社は、本日開催の取締役会において、民事再生手続開始の申立てを行うことを決議し、東京地方裁判所に対し、民事再生手続開始の申立てを行いました。申立代理人は藤田浩司弁護士ほか(東京都中央区京橋1-2-5 京橋TDビル8階 奥野総合法律事務所)です。同申立ては受理され、同裁判所より、債務の弁済禁止の保全処分命令及び債権者による強制執行等を包括的に禁止することを内容とする命令が発令されるとともに、監督委員が選任され、監督委員による監督が命じられました。監督委員は、池田靖弁護士(東京都新宿区新宿1丁目8番5号 新宿御苑室町ビル5階 三宅・今井・池田法律事務所)です。

弊社は、昭和31年2月1日に商店向けの小口金融を業とする会社として設立され、昭和52年以降は個人消費者向けの融資を主たる事業として業績を伸ばして参りました。しかしながら、旧貸金業法第43条のみなし弁済の要件を厳格に解する平成18年1月の最高裁判決を契機として、利息制限法所定利率を超過した利息の返還を求める利息返還金返還請求が増加したことから、弊社の利益は大きく圧迫されることとなりました。

これまで、弊社は、これらの事業環境の急激な変化に対応するため、様々な施策を講じて参りましたが、営業貸付債権の減少に伴う利息収入の減少や、利息返還金返還請求のさらなる増加により、このままでは近い将来、事業継続に著しい支障が生じる状況となり、誠に遺憾ながら、やむなく、今般、民事再生手続開始の申立てを行い、裁判所及び監督委員の監督の下での事業再生へと踏み切るに至った次第です。

本申立てによって、お客様、債権者の皆様、お取引様をはじめ、これまでご支援とご協力を頂きました関係各位に多大なるご迷惑をお掛けすることとなり、誠に申し訳なく、心よりお詫び申し上げます。

なお、下記の日時場所におきまして、本再生手続に関する債権者説明会を開催させていただきます。

記

日 時：平成23年4月13日(水)午前11時～

会 場：パレスホテル掛川 飛天の間

TEL 0537-22-0111

所在地：静岡県掛川市亀の甲2-8-5

お忙しい中、急なご連絡となり大変恐縮でございますが、宜しくご参集くださいますよう、何卒お願い申し上げます。

また、債権者説明会の詳細並びに本再生手続に関する情報は、本日夕方以降、下記弊社ホームページにおいても随時掲載を致しますので、ご参照下さい(<http://www.maruwa-s.co.jp/>)。

失礼とは存じますが、取り急ぎ、書中をもってご連絡申し上げます。

謹 白